

令和8年度 ベビーシッター 利用割引券発行のご案内

広島大学では、教職員の仕事と家庭の両立を支援するため、ベビーシッター利用割引券を発行し、利用料金の一部または全部を助成する事業を実施しています。
希望される方は、**男女共同参画推進室**までお気軽にお問い合わせください！

【利用対象】
広島大学の教職員
(本学と雇用関係がある)

【利用期限】
令和9年3月31日まで

【割引金額】(通常分)
割引券1枚につき 2,300円

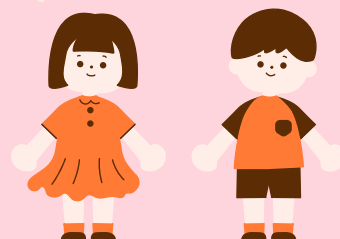
【利用枚数】(通常分)
対象乳幼児等1人につき
1日1回 2枚まで利用可
(そのほか利用上限あり)

【対象乳幼児等】

- ・乳幼児～小学3年生までの児童
- ・健全育成上の世話を必要とする小学6年生までの児童

申請者自身の
職場復帰のために
利用することもできます！
(未就学児のみ)

未就学の多胎児が
いる場合は
休日も利用できます！



【対象サービス】

割引券等取扱事業者であるベビーシッター事業者が提供する
家庭内における保育や世話及びベビーシッターによる保育等施設への送迎

※送迎のみの利用は対象外

【注意事項】

- ・勤務していない日や時間は利用不可。(通常分)
- ・割引券発行には、事前の利用申請が必要です。
- ・初回申請は利用予定日の**7営業日前**までに行ってください。
- ・割引券の申請を行う前に、割引券等扱事業者(割引券対象のベビーシッター会社)と、ベビーシッター業務請負契約を締結する必要があります。

詳細は**こちら**！

